

令和元年第2回
紀南環境広域施設組合議会定例会会議録（第1号）
令和元年8月7日（水曜日）

○議事日程（第1号）

令和元年8月7日（水曜日）午後1時00分 開会

- 第1 議長の選挙について
- 第2 議席の指定について
- 第3 会議録署名議員の指名について
- 第4 会期の決定について
- 第5 副議長の選挙について
- 第6 2定報告第1号 専決処分事項について
- 第7 2定報告第2号 繰越明許費について
- 第8 2定議案第1号 平成30年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について

○会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

17番 浦 愛 一 郎 君
18番 岡 本 克 敏 君
19番 曾 根 和 仁 君
20番 荒 尾 典 男 君
22番 山 下 雅 久 君
23番 大 屋 一 成 君
24番 淡 佐 口 幸 男 君
25番 長 脊 守 君
26番 結 城 力 君

○議員定数 26名

○欠 員 0名

○出席議員の氏名（25名）

議席番号	氏 名
1番	柳 瀬 理 孝 君
2番	安 達 克 典 君
3番	橘 智 史 君
4番	松 上 京 子 君
5番	小 川 浩 樹 君
6番	尾 花 功 君
7番	中 本 賢 治 君
8番	久 保 浩 二 君
9番	松 畑 玄 君
10番	大 坂 一 彦 君
11番	玉 井 伸 幸 君
12番	下 村 勤 君
13番	堀 匠 君
14番	西 尾 智 朗 君
15番	山 本 明 生 君
16番	大 石 哲 雄 君

○欠席議員（1名）

21番 久 原 拓 美 君

○説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名
管 理 者	真 砂 充 敏 君
副 管 理 者	井 潤 誠 君
副 管 理 者	奥 田 誠 君
副 管 理 者	岩 田 勉 君
副 管 理 者	西 前 啓 市 君
副 管 理 者	田 嶋 勝 正 君
新 宮 市 副 市 長	向 井 雅 男 君
み な べ 町 副 町 長	吉 本 正 二 君
那 智 勝 浦 町 住 民 課 長	田 中 逸 雄 君

太地町総括課長 久保亨一君
監査委員 山本紳次君
会計管理者 道畑佳憲君
事務局局長 鈴村益男君
事務局次長 廣田剛君
計画推進係主査 谷本俊英君
総務管理係主査 北山裕規君
田辺市市民環境部長 松場聡君
新宮市生活環境課長 稗田明君
みなべ町生活環境課長 寺本俊夫君
白浜町生活環境課長 廣畑康雄君
上富田町住民生活課長 坂本厳君
すさみ町環境保健課長 坂本久司君
古座川町住民生活課長 出合和宏君
串本町住民課長 瓜田正稔君
太地町住民福祉課副主幹 栴田将樹君

○書記出席者

書記 田上文啓君

午後 12時59分 開 会

○事務局長（鈴村益男君）

皆様、こんにちは。

紀南環境広域施設組合事務局長の鈴村でございます。

定例会開催に先立ちまして、御報告申し上げます。

現在、本組合の正副議長に係ることといたしまして、田辺市議会選出議員の改選及び新宮市議会選出議員の任期満了に伴い、議長及び副議長が欠員となっております。

したがいまして、地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、出席議員の中で年長議員の方が臨時に議長の職務を行っていただくこととなっております。

本日の出席議員のうち、年長者はみなべ町議会選出の下村勤議員でございます。

下村議員、恐れ入りますが、議長席におつき願います。

○臨時議長（下村勤君）

ただいま、御紹介をいただきましたみなべ町の下村勤でございます。

年長のゆえをもって、議長が決まるまで臨時議長の職務を務めさせていただきますので、議員各位にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日の出席議員は25名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから本日招集の令和元年第2回紀南環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

なお、21番 久原拓美君、から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

○臨時議長（下村勤君）

それでは、日程に先立ち、管理者から本定例会の招集挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私にわたり、御多忙の中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

心より厚くお礼申し上げます。

さて、本組合計画の最終処分場の建設工事でございますが、埋立地本体や進入路等の土木工事と浸出水をきれいに処理するプラント工事の2つに分けて発注しております。

土木工事につきましては、昨年の11月から工事が開始され、9カ月が経過しました。

現在の進捗状況であります。処分場の東側にあたる稲成地区から進めている水路の改修や防災堰堤などの工事が間もなく完了する予定です。

一方、田辺市ごみ処理場側からの進入道路に

つきましても並行して施工しております、今後は埋立地本体や場内道路などの建設に取りかかります。

また、プラント工事につきましては、設計施工を請負業者が行う方式で発注し、今年2月議会におきまして日立造船との契約を議決していただきました。

現在の進捗状況は建物の大きさや水処理機器の配置等の設計がほぼ完了し、今後は建築確認申請の届出を行いまして、11月に工事着手する予定となっています。

このように、本組合におきましては、廃棄物を適正に処分するための管理型最終処分場を令和3年3月末の完成を目指し、着々と工事を進めているところです。

これもひとえに稲成町内会様の御理解があったことで、改めて深く感謝申し上げる次第です。

さて、本日の定例会でございますが、このあと皆様に御審議賜る案件の一つには、本組合の関係市町で先に行なわれました議員選挙や組合議員の改選などにより、議長、副議長が不在でございますので、議会構成に係る選任につきまして、お願い申し上げたいところです。

加えて、本日は専決処分の報告1件、繰越事業の報告1件、その他1件の併せて計3件となっております。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（下村勤君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

○臨時議長（下村勤君）

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。私の方からは、日程第1、

議長の選挙までの議事を運営いたします。

以後の日程につきましては、新議長が運営されますので、ご了承願います。

なお、議事の進行上、このたび新たに選出されました議員各位には仮議席を指定しておりますが、その仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

それでは、前回の定例会以降、田辺市、新宮市、すさみ町、那智勝浦町において、新たに選出されました議員の皆様方について、事務局より御紹介いたします。

事務局長、鈴木益男君。

○事務局長（鈴木益男君）

はい、議長。番外局長、鈴木。

それでは命によりまして、私の方から新たに各市町の議会から選出され、本組合議会議員になりました皆様方を仮議席順に御紹介申し上げます。

まことに恐れ入りますが、議員の皆様方には、その都度自席にて自己紹介をお願いいたします。

ではまず、田辺市議会議員の柳瀬理孝議員でございます。

○柳瀬理孝議員

柳瀬です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

田辺市議会議員の安達克典議員でございます。

○安達克典議員

安達です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

田辺市議会議員の橘智史議員でございます。

○橘智史議員

橘です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

田辺市議会議員の松上京子議員でございます。

○松上京子議員

松上です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

田辺市議会議員の小川浩樹議員でございます。

○小川浩樹議員

小川です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

田辺市議会議員の尾花功議員でございます。

○尾花功議員

尾花です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

田辺市議会議員の中本賢治議員でございます。

○中本賢治議員

中本です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

田辺市議会議員の久保浩二議員でございます。

○久保浩二議員

久保です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

新宮市議会議員の松畑玄議員でございます。

○松畑玄議員

松畑です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

新宮市議会議員の大坂一彦議員でございます。

○大坂一彦議員

大坂です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

すさみ町議会副議長の浦愛一郎議員でございます。

○浦愛一郎議員

浦です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

すさみ町議会議長の岡本克敏議員でございます。

○岡本克敏議員

岡本です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

那智勝浦町議会議員の曾根和仁議員でございます。

○曾根和仁議員

曾根です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

那智勝浦町議会議長の荒尾典男議員でございます。

○荒尾典男議員

荒尾です。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（鈴木益男君）

以上のとおり、田辺市議会からは8名、新宮市議会、すさみ町議会、那智勝浦町議会からは、それぞれ2名の計14名であります。

ありがとうございました。

日程第1 議長の選挙について

○臨時議長（下村勤君）

それでは、日程に入ります。

日程第1 「議長の選挙」を行います。

本件につきましては、田辺市議会選出議員の改選に伴い、現在、議長が欠員となっておりますので行うものであります。

この場合、お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行うことといたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（下村勤君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、私、臨時議長において指名することにいたします。

これに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（下村勤君）

異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

従前の議長は、田辺市議会の議長の職にある方をお願いしておりましたので、今回もその例により、本組合議会の議長には、田辺市議会議長の安達克典君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長において指名いたしました安達克典君を本組合議会の議長の当選人と定めることに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（下村勤君）

異議なしと認めます。

よって、安達克典君が、本組合議会の議長に当選されました。

ただいま当選されました安達克典君に通告いたします。

あなたは、選挙の結果、議長に当選されたので、本組合議会会議規則第33条第2項の規定により本席から告知いたします。

この場合、当選人から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

安達克典君。

○2番（安達克典君）

はい、議長。改めまして、皆様こんにちは。

ただ今、議員の皆様方から議長に御推挙いただきました田辺市議会議長の安達克典でございます。

紀南地域の長年の懸案事項でありました最終処分場も令和3年3月末の完成を目指し、順調に工事が進んでいるものと聞いております。

こうした時期に議長という大役を仰せつかり、身に余る光栄でありますとともに責任の重大さに身の引き締まる思いであります。

この上は、議長として円滑な議会運営に尽力してまいりたいと考えておりますので、どうか皆様方の温かい御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（下村勤君）

それでは、議長が決まりましたので、議長席を交代させていただきます。

議長は議長席におつき願います。

皆さん、御協力ありがとうございました。

（議長席交代）

○議長（安達克典君）

それでは、先ほど、臨時議長より、日程第2「議席の指定」以降の議事日程については、新議長が選出されてから運営されたいとのことでありました。

そうしたことで、特に日程の変更等もありませんので、お手元に配付の日程に従い、会議を進めます。

日程第2 議席の指定について

○議長（安達克典君）

続いて、日程第2 議席の指定を行います。

今回、新たに選出されました議員の議席を本組合議会会議規則第4条第2項の規定により、指定いたします。

議員の氏名と議席番号を朗読いたさせます。
事務局長、鈴木益男君。

○事務局長（鈴木益男君）

はい、議長。番外局長、鈴木。

それでは命によりまして、新しく選出されました14名の議員の議席を朗読いたします。

1番 田辺市 柳瀬理孝君、2番 田辺市 安達克典君、3番 田辺市 橘智史君、4番 田辺市 松上京子君、5番 田辺市 小川浩樹君、6番 田辺市 尾花功君、7番 田辺市 中本賢治君、8番 田辺市 久保浩二君、9番 新

宮市 松畑玄君、10番 新宮市 大坂一彦君、17番 すさみ町 浦愛一郎君、18番 すさみ町 岡本克敏君、19番 那智勝浦町 曾根和仁君、20番 那智勝浦町 荒尾典男君、以上でございます。

○議長（安達克典君）

ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名について

○議長（安達克典君）

続いて、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

組合議会会議規則第104条の規定により、本定例会の会議録署名人として、1番 柳瀬理孝君、15番 山本明生君、以上、2人の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、4番 松上京子君、16番 大石哲雄君 以上、2人の諸君を指名いたします。

日程第4 会期の決定について

○議長（安達克典君）

次に、日程第4 会期の決定についてを上程いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたします。
これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第5 副議長の選挙について

○議長（安達克典君）

続いて、日程第5「副議長の選挙」を行います。

本件につきましては、新宮市議会選出議員の任期満了に伴い、現在、副議長が欠員となっておりますので行うものであります。

この場合、お諮りいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行うことといたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたします。

これに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

従前の副議長は、新宮市議会選出議員にお願いしておりましたので、今回もその例により、本組合議会の副議長には、新宮市議会議員の松畑玄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました松畑玄君を本組合議会の副議長の当選人と定め

ることに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、松畑玄君が、本組合議会の副議長に当選されました。

ただいま当選されました松畑玄君に通告いたします。

あなたは、選挙の結果、副議長に当選されたので、本組合議会会議規則第33条第2項の規定により本席から告知いたします。

この場合、当選人から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

9番、松畑玄君。

○9番（松畑玄君）

皆様の御推挙により、副議長に就任することになりました新宮市議会の松畑でございます。

このような職につかせていただいて、本当に光栄でございます。

この上は、安達議長をしっかりとサポートして副議長という職責をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、皆様におかれましては、さらなる御指導、御鞭撻をお願いいたします。御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

日程第6 2定報告第1号 専決処分事項について

○議長（安達克典君）

続いて、日程第6 2定報告第1号 専決処分事項についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2 定報告第 1 号 専決処分事項につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したもので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、御承認をお願いするものです。

まず、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の給与及び期末手当に係る支給割合を改定することについて、また、紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、時間外勤務命令の上限の設定等の措置を講じるため、所要の改正を行うことについて、それぞれ専決処分したものであります。

また、平成 30 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、繰越明許費の補正を計上したものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（安達克典君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 鈴村益男君。

○事務局長（鈴村益男君）

はい、議長。番外局長、鈴村。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページ目をお願いします。

専決事項といたしましては、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から平成 30 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 3 号）までの 3 件で、内容につきましては、2 ページから順を追って御説明申し上げます。

まず、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、6 ページにかけてでございます。

本件につきましては、昨年 8 月の人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じて、職員の給料月額及び期末勤勉手当に係る支給割合を

改定するほか、所要の改正を行うものであります。

昨年の人事院勧告の要点といたしましては、公務員と民間との給与比較において、民間給与が公務員給与を平均 655 円上回っていることから、俸給表の水準を平均 0.2% 引き上げるとともに、特別給につきましても、民間が公務を 0.06 月上回ったことから、勤勉手当を 0.05 月分引き上げるもので、本組合におきましても、それに準じて職員の給与を改定するものであります。

具体的な改正内容といたしましては、給料月額を平均約 0.2% 引き上げるため、給料表を 2 ページから 5 ページにかけての別表第 1 のとおり改定するとともに、勤勉手当につきましても 0.05 月分引き上げ、年間 4.45 月分とするものです。

続きまして、7 ページをごらんください。

紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本件につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に準じ、平成 31 年 4 月から時間外勤務命令の上限の設定等の措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容といたしましては、時間外勤務に関し必要な事項を規則で定める規定を追加するものであります。

続きまして、8 ページをごらんください。

平成 30 年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 繰越明許費の変更は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

ということで、次の 9 ページをお願いします。

繰越明許費の変更につきましては、前回 2 月の定例会で年度内での完了が一部困難となった稲成地区への地域振興事業に対する負担金について、繰越明許費の設定を議決いただいたとこ

ろですが、繰越額の確定に伴い、繰越の上限額 3 千万円を 3,123 万 9 千円に増額するものでございます。

これら 3 件の専決処分事項につきましては、本組合におきましても、構成団体並びに類似の一部事務組合における改正状況及び基準日までに施行する必要性がありましたので、給与条例の一部改正は平成 31 年 3 月 12 日付、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は平成 31 年 3 月 29 日付、また、平成 30 年度一般会計補正予算は平成 31 年 3 月 29 日付でそれぞれ管理者による専決処分を行ったものであります。

以上をもちまして、専決処分事項の補足説明を終わらせていただきます。

御承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安達克典君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2 定報告第 1 号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、2 定報告第 1 号は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 7 2 定報告第 2 号 繰越明許費について

○議長（安達克典君）

続いて、日程第 7 2 定報告第 2 号 繰越明許費についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2 定報告第 2 号 繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものです。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安達克典君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 鈴木益男君。

○事務局長（鈴木益男君）

はい、議長。番外局長、鈴木。

2 定報告第 1 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

10 ページでございます。

繰越明許費につきまして、一般会計において令和元年度（平成 31 年度）に予算を繰り越して執行するものであります。

内容につきましては、次の 11 ページの平成 30 年度紀南環境広域施設組合繰越明許費繰越計算書のとおり地域振興事業費負担金 3,123 万 8,106 円を翌年度へ繰り越しましたので、報告するものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（安達克典君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（安達克典君）

質疑なしと認めます。

2定報告第2号は以上で終わります。

日程第8 2定議案第1号 平成30年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について

○議長（安達克典君）

続いて、日程第8 2定議案第1号 平成30年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第1号 平成30年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、組合議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達克典君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 鈴村益男君。

○事務局長（鈴村益男君）

はい、議長。番外局長、鈴村。

2定議案第1号につきまして、補足説明をさせていただきます。

12ページからでございます。

2定議案第1号、平成30年度紀南環境広域施設

組合一般会計歳入歳出決算についてでございます。

恐れ入りますが、次の13ページをごらんください。

平成30年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算書でございます。

詳細につきましては、15ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

では、まずその13ページ歳入における合計でございますが、予算現額が2億6,623万8千円、調定額と収入済額がともに2億6,171万8,328円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、したがって、予算現額と収入済額との比較はマイナス451万9,672円となっております。

続いて、14ページでございます。

歳入に対する歳出であります。

歳出合計につきましては、予算現額2億6,623万8千円に対し、支出済額2億2,669万4,409円、翌年度繰越額3,123万8,106円、したがって、不用額は830万5,485円、予算現額と支出済額との比較は3,954万3,591円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は、表の欄外に明記のとおり3,502万3,919円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、次の15ページをごらんください。

歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。

始めに歳入でございます。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 負担金の、1節 総務費負担金でございますが、予算現額2,485万2千円に対し、調定額及び収入済額はともに2,251万9,359円であります。

内訳としましては、構成市町からの総務費に係る負担金収入でございます。

また、そのいちばん下の2節 衛生費負担金でございますが、予算現額が1億7,627万9千円に対し、調定額及び収入済額がともに1億

7,421万7,777円で、内訳は次の16ページにかけて記すとおり、構成市町からの衛生費に係る負担金収入でございます。

そして、16ページの2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 衛生費国庫補助金の1節 清掃費補助金でございます。

予算現額5,614万1千円に対し、調定額及び収入済額とともに5,614万1千円で、これは、国からの循環型社会形成推進交付金でございます。

続いて、17ページをお願いします。

3款 県支出金、1項 県補助金、1目 衛生費県補助金の1節 清掃費補助金でございます。

予算現額432万円に対し、調定額及び収入済額がともに427万5千円で、これは、県の廃棄物処理施設整備等事業費補助金でございます。

次に、17ページから18ページにかけての4款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配当金の1節 利子及び配当金でございますが、予算現額32万2千円に対し、調定額及び収入済額は、ともに25万3,760円であります。

これは二つの基金運用に伴う利子収入で、内訳としましては、備考の欄にございますように施設整備事業基金における利子が6万8,206円、廃棄物最終処分場運営適正化基金における利子が18万5,554円であります。

また、その18ページから次の19ページにかけての5款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金、1節 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金でございますが、予算現額432万3千円に対し、調定額及び収入済額がともに427万6千円あります。

これは、平成30年度の工事請負費など処分場整備事業に要する経費の一部として充当するため、廃棄物最終処分場運営適正化基金から繰り入れたものでございます。

さらに、その19ページの、6款 諸収入、1項 雑入、1目 雑入でございますが、1節 雑

入の予算現額1千円に対し、調定額及び収入済額はともに3万5,432円あります。

その内訳としましては、臨時職員の雇用保険料自己負担分5,454円、車両保険解約返戻金2万9,978円あります。

したがって、歳入合計につきましては、20ページの一番下段に記すとおり、予算現額が2億6,623万8千円で、調定額、収入済額がともに2億6,171万8,328円、不納欠損額、収入未済額も、ともに0円となっております。

続きまして、21ページ歳出でございます。

主なものについて、御説明させていただきます。

まず、1款 議会費でございます。

予算現額60万5千円に対し、支出済額が36万3,453円となっており、不用額は24万1,547円でございます。

主な内容といたしましては、組合議員の皆様方への報酬や定例会へのご案内ほか各種通知に要した通信費でございます。

続きまして、22ページをごらんください。

2款 総務費でございます。

予算現額2,342万9千円に対し、支出済額が2,233万9,338円となっており、不用額は108万9,662円あります。

主な内容でございますが、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料 支出済額926万3,400円、これは組合職員2人分の給料でありまして、次の23ページにかけての3節 職員手当等 支出済額482万7,427円も同じく、その組合職員2人分の職員手当等でございます。

次に、その23ページ、4節 共済費でございますが、支出済額329万4,227円につきましても、同じく組合職員2人分の和歌山県市町村職員共済組合負担金等でございます。

さらに、7節 賃金 支出済額181万9,851円、これは組合の臨時職員1人分の賃金でございます。

そして、次の24ページにかけての14節 使用料及び賃借料でございますが、支出済額185

万 3,355 円につきましては、複写機及び電子計算機や事務所の借料等でございます。

続きまして、同じく 24 ページの 3 款 衛生費でございます。

予算現額 2 億 4,120 万 4 千円に対し、支出済額が 2 億 399 万 1,618 円、翌年度繰越額が 3,123 万 8,106 円となっております、不用額は 597 万 4,276 円でございます。

主な内容でございますが、1 項 清掃費、1 目 広域最終処分場整備事業費 2 節 給料支出済額 1,339 万 8,900 円、これは組合職員 3 人分の給料で、次の 25 ページにかけての 3 節 職員手当等 支出済額 848 万 9,608 円と、並びに 4 節 共済費 支出済額 455 万 7,356 円につきましても、同じく 3 人分の職員手当等や和歌山県市町村職員共済組合負担金等でございます。

次に、その 25 ページの真ん中から下の方の 13 節に飛びまして、委託料 支出済額 505 万 7,640 円につきましては、処分場建設に係る測量・調査・設計委託料に要した 2 件の委託料でございます。

その内訳を御説明いたしますと、まず 1 件目が工損調査業務委託料として 173 万 1,240 円、これは工事前における周辺家屋への調査に要した委託料でございます。

それから 2 件目が入札契約支援業務委託料として 332 万 6,400 円、これは総合評価方式で入札執行した土木及びプラント工事両方の契約過程において、総合評価委員会等の審議に係る資料整理や技術的助言などに要した委託料でございます。

そして、15 節 工事請負費でございますが、支出済額 1 億 6 千万につきましては、債務負担行為として設定している「埋立処分地建設工事」に要した経費でございます。

続いて、一番下の 19 節 負担金補助及び交付金 支出済額 1,012 万 7,999 円の内訳としましては、まず宅地造成に伴い給水を必要とする場合に要した水道宅地造成分担金が 92 万 3,918 円、また稲成地区への道路整備事業等に要した

地域振興事業費負担金が 920 万 4,081 円となっております。

なお、地域振興事業費負担金 3,123 万 8,106 円につきましては、翌年度へ繰り越ししてございます。

次の 26 ページをお願いします。

次に、22 節 補償補填及び賠償金 支出済額 164 万 1,431 円は、工事施工に支障を来すことから、事業用地内に存在する電柱の移転に要した経費でございます。

そして、25 節 積立金 支出済額 25 万 3,760 円は、運用する二つの基金の利子でありまして、施設整備事業基金の方では 6 万 8,206 円を、もう一方の廃棄物最終処分場運営適正化基金では 18 万 5,554 円をそれぞれの基金に積み立てた経費でございます。

続きまして、一番下の 4 款 予備費につきましては、充当はございませんでしたので、予算現額 100 万円に対し支出済額が 0 円。

よって不用額 100 万円となっております。

したがって、歳出合計につきましては、次の 27 ページの一番下段に記す予算現額の計 2 億 6,623 万 8 千円に対し、支出済額が 2 億 2,669 万 4,409 円で、翌年度繰越額 3,123 万 8,106 円、不用額 830 万 5,485 円となっているものでございます。

続きまして、28 ページをおめぐりください。実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額 2 億 6,171 万 8 千円、2 歳出総額 2 億 2,669 万 5 千円となり、3 歳入歳出差引額 3,502 万 3 千円から、4 翌年度へ繰り越すべき財源としまして繰越明許費繰越額 3,123 万 8 千円を差し引いた、5 実質収支額は 378 万 5 千円となります。

また、6 実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 0 円でございます。

最後に、次の 29 ページでございます。

財産に関する調書でございます。

1 公有財産につきましては、処分場建設に

要する事業用地などがございますが、土地の決算年度末現在高としては、14万7,875.97平方メートルであります。

なお、建物の保有はありません。

次に、2の物品につきましては普通乗用車1台、軽四輪乗用車1台の計2台を保有しております。

3の債権はございません。

最後に4の基金につきましては、施設整備事業基金の決算年度末現在高が5,706万2,828円、廃棄物最終処分場運営適正化基金の決算年度末現在高が9,907万16円の合計1億5,613万2,844円でございます。

以上で、2定議案第1号平成30年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

御審議のうえ、認定のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達克典君）

説明が終了いたしました。

引き続き、監査委員の意見を求めます。

監査委員 山本紳次君。

○監査委員（山本紳次君）

私の方から、監査報告をさせていただきます。

審査は、去る6月21日、玉井監査委員と一緒に、組合事務所において、歳入歳出の決算書及び関係書類を慎重に審査し、必要に応じて、事務局の説明を聴視しました。

その結果、決算計数は会計管理者保管の諸帳簿と符合し、計数は正確でございました。

なお、予算の執行状況につきましても、適正なものと認めました。

以上、監査報告といたします。

○議長（安達克典君）

それでは、事務局の説明並びに監査委員の意見の報告は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第1号平成30年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第1号は、原案のとおり認定されました。

閉 議

○議長（安達克典君）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

他に、発言その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（安達克典君）

それでは、これをもって、令和元年第2回紀南環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、どうも御苦勞さまでした。

午後 1時45分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 8 月 7 日

紀南環境広域施設組合

臨時議長 下 村 勤

議 長 安 達 克 典

議 員 柳 瀬 理 孝

議 員 山 本 明 生